

「令和6年度（2024年度）介護保険サービス事業者等指導及び監査 実施方針」について

1、基本方針

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるために監査を行う。

介護サービス事業者業務管理体制確認検査については、介護保険法第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局通知）に基づき、市が指定しているサービス事業者等に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査を実施する。

2、指導及び監査の重点項目

（1）集団指導の重点項目

- ・運営指導に係る指摘の傾向について
- ・高齢者虐待の防止等について
- ・制度改正等に伴う変更点等について 他

（2）運営指導の重点項目

①人員基準

- ・人員基準に定める職員数、資格を満たしているか。
- ・有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

②運営基準

- ・居宅サービス（介護予防サービス）計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例や規則等に則して処理されているか。
- ・利用者又はその家族に対し、サービス内容について説明と同意は適切に行われているか。
- ・日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。
- ・非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとられているか。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。

- ・高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。 他

③報酬基準

- ・介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(3) 監査の重点項目

- ・不正な手段により指定を受けていないか。
- ・無資格者によりサービスが提供されていないか。
- ・人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- ・架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- ・帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- ・高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いがある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。
- ・業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

3、指導形態等

(1) 集団指導

一定の場所に集めて講習等の方法により実施。または、オンライン等の活用による動画の配信により実施する。

(2) 運営指導

原則、実地にて行う。

4、実施方法等

それぞれの実施方法については、下記のとおり実施する。

(1) 集団指導

講習方式等で行う。

事業所の負担軽減のため、介護保険課主催の「事業者連絡会」において実施する。

(2) 運営指導

指導班等の編成は福祉政策課指導検査係の指導担当にて編成する。また、事業所の状況等により適宜体制を再編し、柔軟に対応する。

法人の負担軽減及び効率的な検査の実施のため、障害福祉サービス指導検査又は社会福祉法人指導監査との同日検査について検討を行う。

居宅介護支援事業所・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・介護老人福祉施設・訪問介護事業所の指導については、東京都指定の公益財団法人東京都福祉保健財団の職員に事務の一部を委託し実施する。

(3) 監査

監査を行うべき事案が生じた場合は、速やかに日野市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づき適切に対応することとする。

福祉政策課長を中心に指導検査担当係長、指導検査担当班と介護保険課と連携して実施する。

高齢者虐待等の場合は、介護保険課長、介護給付係長及び虐待防止対策担当と実施する。

(4) その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、書面又は実地による指導を実施する。

また、実施方法等については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制確認検査指針」（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局通知）に基づき実施する。

(5) 実施時期等

原則として令和6年4月1日時点で市が指定している事業所等の中から選定する。ただし、必要と認める場合には、4月1日以降に指定を受けた事業所等についても運営指導の対象とする。

○集団指導：年1回（実施時期未定）

○運営指導：月に1～2回、10事業所に対し実施予定。